

新型コロナウイルスをめぐる インドネシアの最新状況

令和2年7月29日

在インドネシア日本国大使館

ジャカルタジャパンクラブ

1. 挨拶

2. インドネシアの感染状況

3. インドネシア政府の対応

（1）入国管理

（2）大規模社会制限

4. ジャカルタ首都圏の治安状況

5. 東ジャワ州の状況（スラバヤ総領事館）

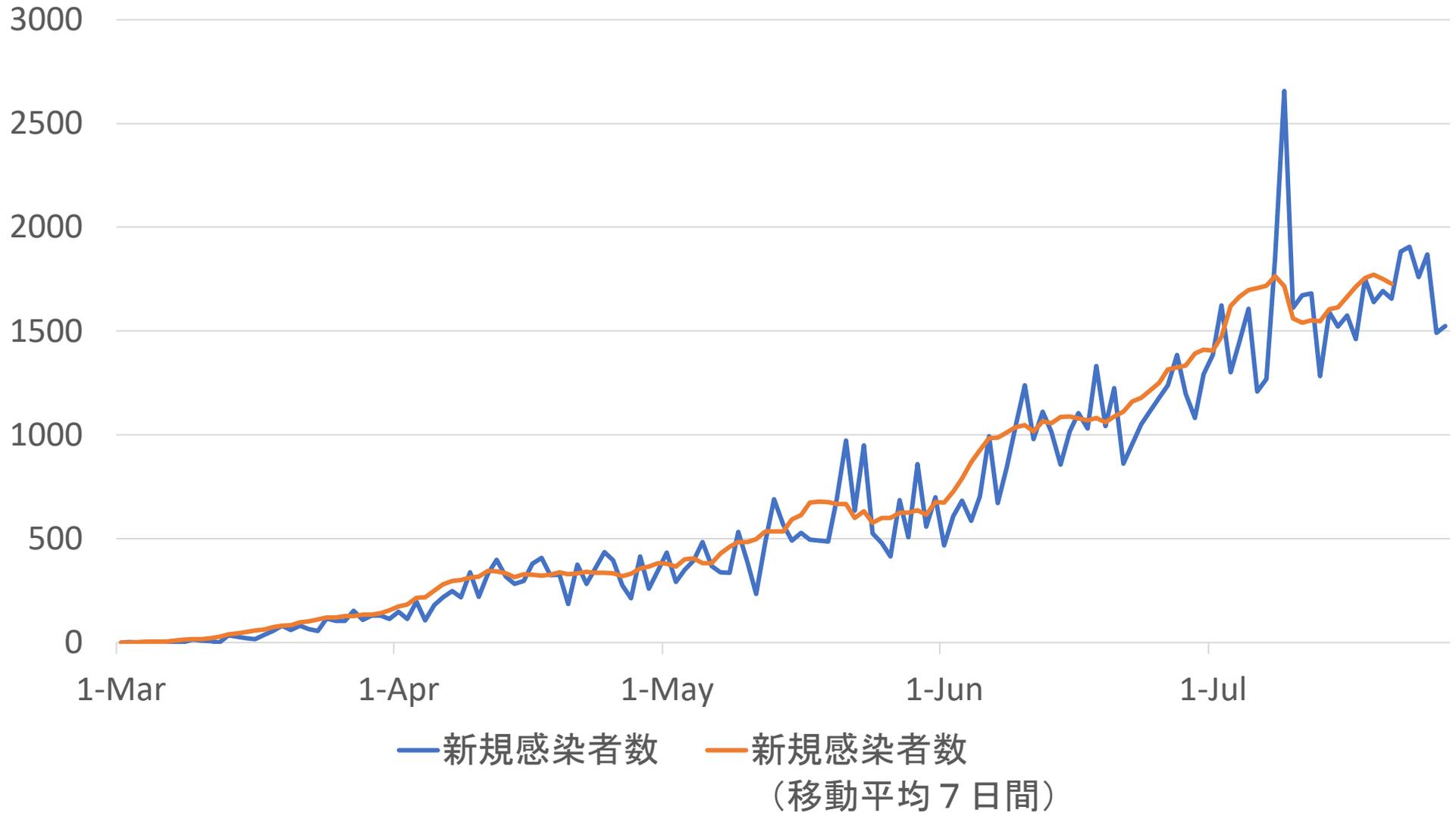
6. インドネシアの医療状況・感染予防のポイント

1. 挨拶
2. **インドネシアの感染状況**
3. インドネシア政府の対応
 - (1) 入国管理
 - (2) 大規模社会制限
4. ジャカルタ首都圏の治安状況
5. 東ジャワ州の状況（スラバヤ総領事館）
6. インドネシアの医療状況・感染予防のポイント

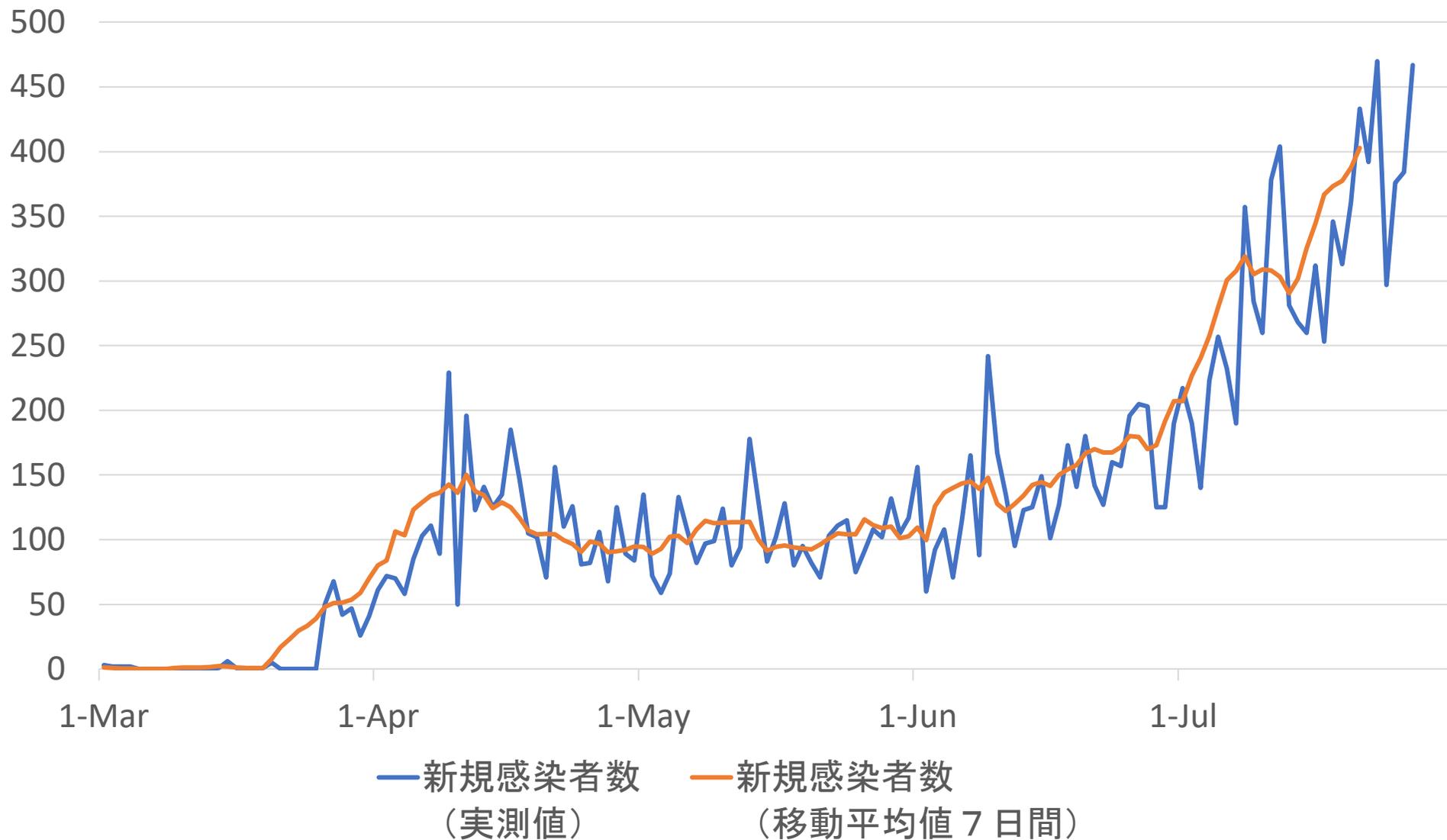
2. インドネシアの感染状況①

- 7月28日時点で累計感染者数102,051人、死者数4,901人、快復者数60,539人（インドネシア政府発表）。累計感染者数・死者数は東南アジア最多。
- ジャカルタが感染拡大の中心であったが、次第に地方での感染が拡大。ただし、最近は再びジャカルタ首都特別州の感染者数が多くなっている（州政府は、検査・追跡調査を強化した結果としている）。
- 南北アメリカやインドのような爆発的な感染拡大に至っては
いないが、感染収束の見通しはまだ立っていない。

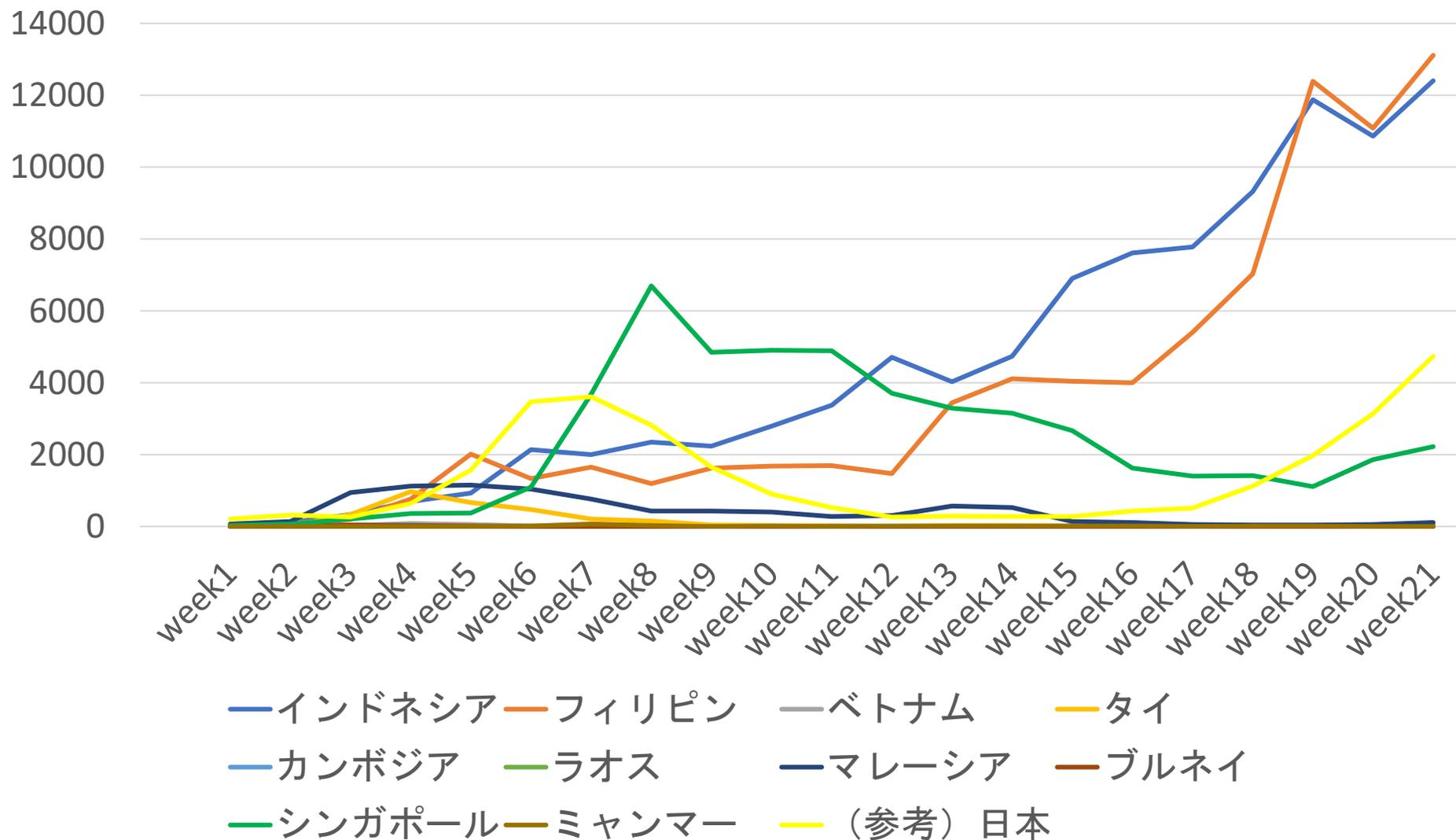
2. インドネシアの感染状況② 新規感染者数の推移（インドネシア全土）



2. インドネシアの感染状況③ 新規感染者数の推移（ジャカルタ特別州）



2. インドネシアの感染状況④ 新規感染者数の推移（国別比較、3月1日-）



1. 挨拶
2. インドネシアの感染状況
3. **インドネシア政府の対応**
 - (1) **入国管理**
 - (2) **大規模社会制限**
4. ジャカルタ首都圏の治安状況
5. 東ジャワ州の状況（スラバヤ総領事館）
6. インドネシアの医療状況・感染予防のポイント

3. インドネシア政府の対応

(1) 現在のインドネシアの入国規制の概要①

1 インドネシアの入国規制と滞在許可書所持者への救済措置

(1) 入国規制（継続中）

- 一時滞在許可（ITAS）／定住許可（ITAP）保持者、国家戦略プロジェクト従事者及び航空機乗務員等の一部の例外を除き、外国人のインドネシア入国及びトランジットを一時的に禁止
- 一部の例外を除き、新規査証発給も一時停止

(2) 滞在許可所持者への救済措置

- インドネシア滞在中に滞在許可の有効期限が超過の外国人に「やむを得ない場合の滞在許可（ITKT）」付与（滞在者への救済）
- **インドネシア国外に滞在中にITAS/ITAPの有効期限が切れた外国人にも再入国を認める（国外滞在外国人の再入国への救済）**

2 投資調整庁（BKPM）による査証発給のための推薦状

- BKPMは、インドネシア経済に貢献する活動を行う者と認められたビジネス関係者に対し、**新規査証発給のための推薦状（サポートレター）を発行する制度を導入**
- 同推薦状の発行手続きは、BKPMに直接問い合わせるか、以下のBKPMホームページ参照
URL : <https://www.bkpm.go.id/id/publikasi/detail/berita/alur-pengajuan-penerbitan-dukungan-kunjungan-perwakilan-pma-pmdn-tka-IN>

* 本制度には不明な点が多く、今後の状況を注視する必要あり。

3. インドネシア政府の対応

(1) 現在のインドネシアの入国規制の概要②

3-1 「新しい日常」に向けた入管事務所の再開・救済措置の終了
(7月10日付入国管理総局回章及び7月22日付同回章の追加説明のポイント)

7月10日付入国管理総局回章及び7月22日付
同回章の追加説明のポイントは、以下の3点

- (1) 再入国に関する救済措置の終了
- (2) 滞在者に対する救済措置の終了 (ITKTの終了)
- (3) インドネシア滞在中でテレックス査証を保持する外国人に
対する滞在許可の付与

3. インドネシア政府の対応

(1) 現在のインドネシアの入国規制の概要③

3-1 「新しい日常」に向けた入管事務所の再開・救済措置の終了
(7月10日付入国管理総局回章及び7月22日付同回章の追加説明のポイント)

(1) 再入国に関する救済措置の終了

- 国外滞在中にITAS/ITAP/再入国許可が失効した外国人は、同回章が効力を発する7月13日から60日以内に再入国し、所定の手続きを行えばITAS/ITAPを延長することが可能。60日以内に再入国しなかった場合は、査証の再取得が必要

3. インドネシア政府の対応

(1) 現在のインドネシアの入国規制の概要④

3-2 「新しい日常」に向けた入管事務所の再開・救済措置の終了 (7月10日付回章及び7月22日付追加説明を踏まえたITKTからの移行の概要)

(2) 滞在者に対する救済措置の終了 (ITKTの終了)

- ITKTにより滞在中の外国人は、滞在許可の更新等ができる場合は、同回章が効力を発する7月13日から30日以内に滞在許可の延長等の手続きが可能。滞在許可の更新等の手続きを行わない(行えない)場合には、7月13日から30日以内の出国が必要
- 期限内に所定の手続きを行わず、出国もしない場合には、行政処分が課される

① 訪問滞在許可 (ITK) により滞在していた外国人

- ITKの有効期限が切れ、ITKTによりインドネシア滞在中の外国人は、COVID19が収束せず、国外移動手段がない期間、滞在許可延長が可能(日本人も本条件に該当する模様)
- 数次訪問査証(VKBP D212)によるITKやAPECビジネス・トラベルカード(ABTC)所持の外国人を含む。更に、現行法による諸条件を満たす場合、ITASへの変更申請が可能

② 有効期限切れのITAS/ITAPを保持する外国人

- ITAS/ITAPの有効期限が切れ、ITKTにより滞在中の外国人は、ITAS/ITAP延長が可能
- 上記のうち、ITASまたはITAPの延長ができない外国人は、ビザ・オンライン(Visa Online)・アプリによりテレックス査証を入国管理総局に申請可能。テレックス査証を取得した外国人は、インドネシア国内でITKまたはITASを申請可能

③ 査証免除 (BVK) 等で入国した外国人

- 査証免除(BVK)で入国後、現在ITKTでインドネシア滞在中の外国人(含日本人)は、ビザ・オンライン・アプリを通じてテレックス査証を入国管理総局に申請可能。テレックス査証を取得した外国人は、インドネシア国内でITKまたはITASを申請可能

3. インドネシア政府の対応

(1) 現在のインドネシアの入国規制の概要⑤

3-3 「新しい日常」に向けた入管事務所の再開・救済措置の終了
(7月10日付入国管理総局回章及び7月22日付同回章の追加説明のポイント)

(3) インドネシア滞在中でテレックス査証を保持する外国人に対する滞在許可の付与

- 2019年12月1日以降、インドネシアに滞在中で、いわゆるテレックス査証を既に所持している外国人は、インドネシアを出国せず、在外インドネシア公館に査証申請せずに、訪問滞在許可（ITK）またはITASを申請することが可能。

3. インドネシア政府の対応

(1) 現在のインドネシアの入国規制の概要⑥

入国管理総局の7月10日付回章及び22日付追加説明の具体的な運用等については、不明な点が多いため、詳細はインドネシア法務人権省入国管理総局または入国管理事務所にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

- ・ インドネシア法務人権省入国管理総局ホームページ : <https://www.imigrasi.go.id/>
- ・ 入国管理総局Instagram : https://www.instagram.com/ditjen_imigrasi/?hl=ja
- ・ 入国管理総局Facebook :
https://m.facebook.com/pg/DitjenImigrasi/posts/?ref=page_internal&mt_nav=0
- ・ 入国管理総局Twitter : https://mobile.twitter.com/ditjen_imigrasi?lang=ja
- ・ 入国管理総局オンライン・インフォメーション・センター
(WhatsApp Chat Service) : +62-(0)821-1430-9957

1. 挨拶
2. インドネシアの感染状況
3. **インドネシア政府の対応**
 - (1) 入国管理
 - (2) 大規模社会制限**
4. ジャカルタ首都圏の治安状況
5. 東ジャワ州の状況（スラバヤ総領事館）
6. インドネシアの医療状況・感染予防のポイント

3. インドネシア政府の対応

(2) ジャカルタ首都特別州の大規模社会制限 (PSBB) ・ 移動制限

ジャカルタ首都特別州における大規模社会制限

7月30日まで、「安全で健康的、生産的な社会」に向けた移行期の大規模社会制限（第1フェーズ）を実施

第1フェーズ

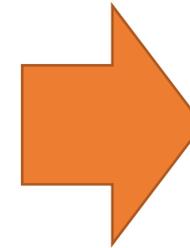
施設・活動

宗教施設、事業所、飲食店、工業・倉庫業、サービス業（修理工場、コピーサービス等）、ショールーム、市場、モール、屋外のレジャー施設・動物園、理髪店、観光業、屋外スポーツ施設、美術館、図書館、公園・ビーチ

交通手段

公共交通機関、タクシー

最大収容人数の半数の人数制限の下で開業・運営が可能



第2フェーズ以降

- 以下の施設等の開業
小中学校
高等教育機関
託児所
映画館
カラオケ
屋内スポーツ施設
- 第1フェーズからの更なる人数制限緩和。

西ジャワ州における大規模社会制限

8月1日まで、ボゴール県、ボゴール市、デポック市、ブカシ県、ブカシ市において、段階的な大規模社会制限を実施。各県・市の群 (kecamatan)、村 (desa/kelurahan) レベルにおける感染警戒レベルに応じて実施

バンテン州における大規模社会制限

8月9日まで、タンゲラン県、タンゲラン市、南タンゲラン市で大規模社会制限を実施

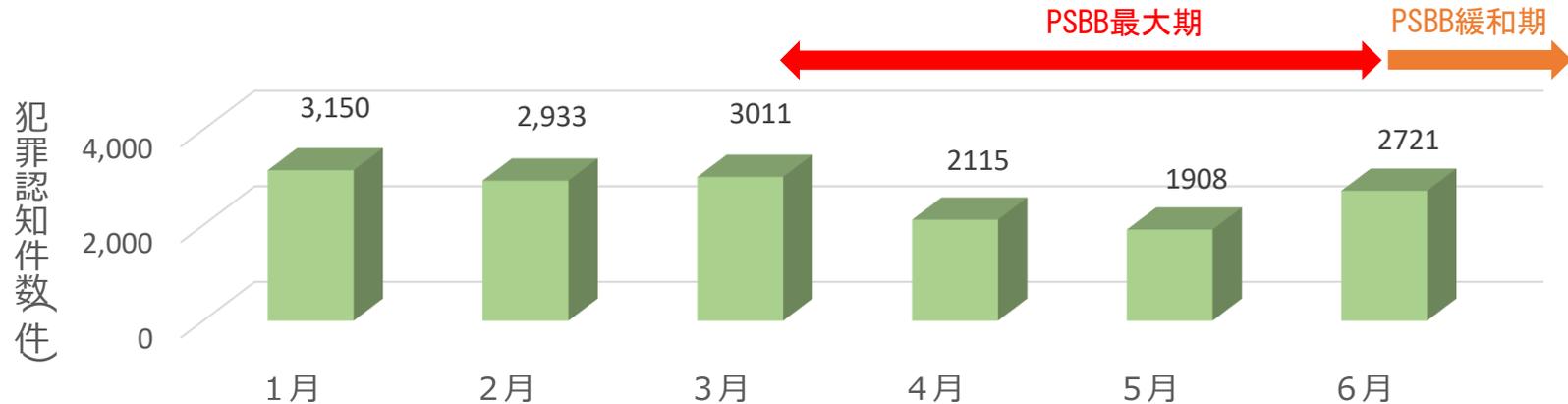
規定の詳細は各県知事・市長に一任

レバラン時の帰省制限が終了し、現時点では、
新型コロナウイルス対策のための、州をまたぐ移動の制限は行われていない。
(※一定の入域制限を設けているバリ州等を除く)

1. 挨拶
2. インドネシアの感染状況
3. インドネシア政府の対応
 - (1) 入国管理
 - (2) 大規模社会制限
4. ジャカルタ首都圏の治安状況
5. 東ジャワ州の状況（スラバヤ総領事館）
6. インドネシアの医療状況・感染予防のポイント

4. ジャカルタ首都圏の治安状況

ジャカルタ首都特別州警察管内の犯罪認知件数
(2020年上半期)



邦人の犯罪被害 (当館に報告があったもの)

時期	場所	手口・被害内容
1月	ストウール	財布の置き引き被害
1月	ジャカルタ市内	いわゆる「パンク窃盗」被害
3月	南ジャカルタ	携帯電話のひったくり被害
3月	中央ジャカルタ	強盗未遂被害
4月	中央ジャカルタ	鞆の置き引き被害
4月	—	インターネットショッピングサイトを介した詐欺被害
4月	南ジャカルタ	日系スーパー前での強盗被害
6月	南ジャカルタ	モール内で携帯電話のスリ被害

その他の治安情勢

- 今年は5年ぶりにテロのないラマダン期間となった。
- PSBB開始以降、デモ活動が禁止されていたが、6月下旬以降、警察がデモの実施を再び許可するようになった。

1. 挨拶
2. インドネシアの感染状況
3. インドネシア政府の対応
 - (1) 入国管理
 - (2) 大規模社会制限
4. ジャカルタ首都圏の治安状況
5. 東ジャワ州の状況（スラバヤ総領事館）
6. インドネシアの医療状況・感染予防のポイント

5. 東ジャワ州の状況①

1 感染状況と地方政府の施策

- 感染状況の推移（次ページのグラフ参照）
- スラバヤ市内の医療機関情報（総領事館HP <https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100039212.pdf>）
- 改正スラバヤ市長令（①夜間活動の規制、②市外出身従業員の抗体検査・PCR検査の義務づけ 等）
- 工場への立ち入り検査（日系企業の事例あり）

2 滞在許可等の更新状況

- ITAS / ITAP / IMK 等の更新手続きの現状

3 スラバヤでの出入国

- 国際線運行状況 → スクート、エア・アジア等の乗り入れ再開（各航空会社への確認必須）
- 入国時（ジュアンダ空港）のPCR検査 → 受検可能だが、PCR検査結果を持参することを強く推奨。

4 治安状況（コロナ渦中（3月-6月）の治安）

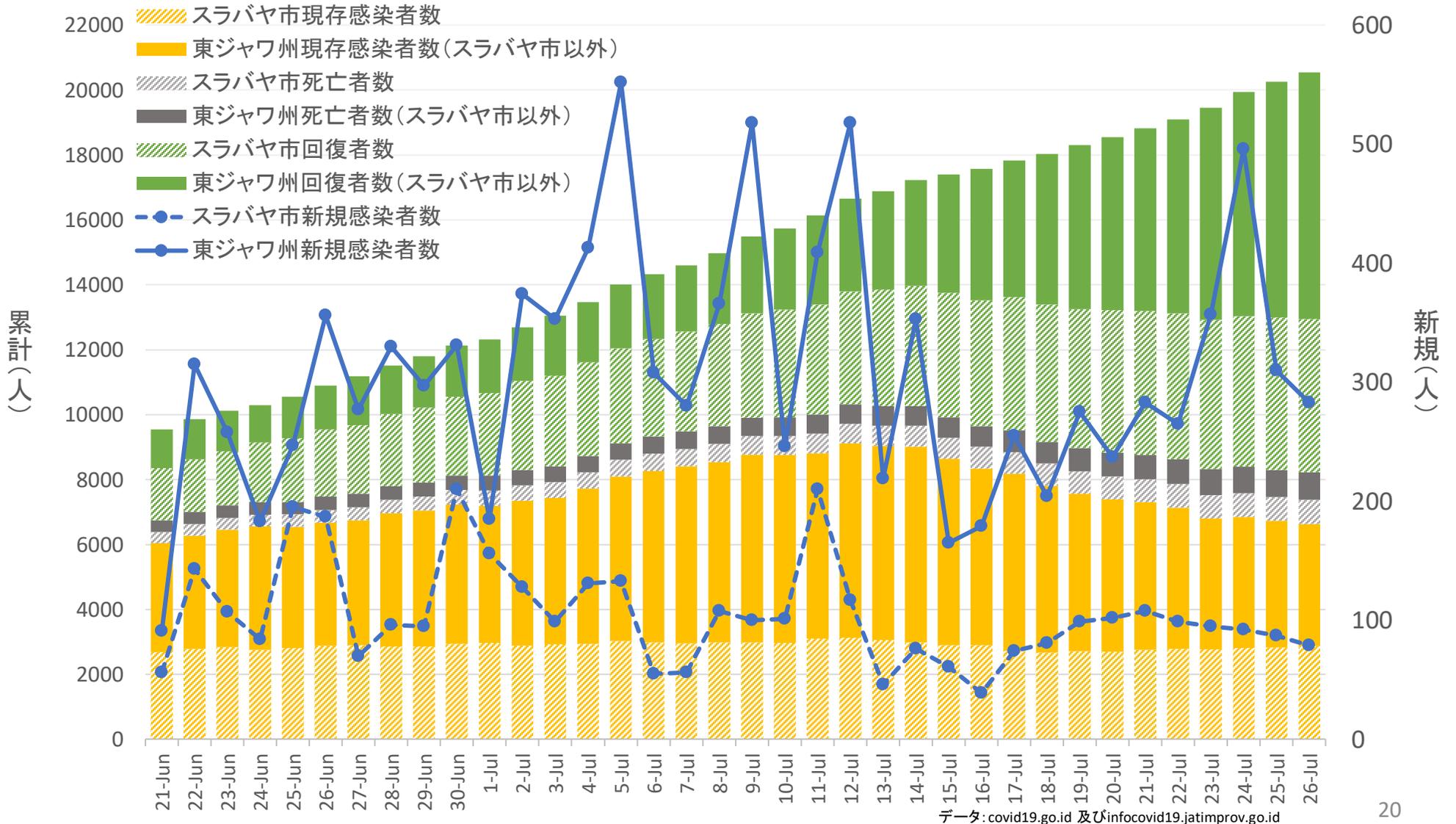
- 一般治安情勢については、コロナ感染抑止に伴う取締り及び街頭警戒活動による影響もあり、全体的に治安情勢は安定している。
- 州内ではテロの発生は確認されていないが、テロ組織への武器密輸事件の摘発に伴いテロリスト複数名が検挙されている。

5 スラバヤ日本人学校の状況

- 小中学校の児童数：（年度当初）38名（現状（6月末時点））：29名在籍（内 一時帰国 17名）
- 現状ではオンライン授業を継続。

5. 東ジャワ州の状況②

東ジャワ州及びスラバヤ市における感染状況推移 (7月26日時点)



1. 挨拶
2. インドネシアの感染状況
3. インドネシア政府の対応
 - (1) 入国管理
 - (2) 大規模社会制限
4. ジャカルタ首都圏の治安状況
5. 東ジャワ州の状況（スラバヤ総領事館）
6. **インドネシアの医療状況・感染予防のポイント**

6. インドネシアの医療状況・感染予防のポイント①

感染状況

- インドネシア全体ではいまだ感染者数は増加中、先は見えない
- ジャカルタでは6月中旬に一時新規感染者数が頭打ち。その後再び増加し、現在も200～400人/日の感染者が発生
- これはPCR検査の実施数が増えたこともあるが、PSBBが緩和されて人々の感染者との接触機会が増し、いろいろな場所でクラスターが発生したことが主因
- クラスターが発生しているのは人々が密集している伝統的市場や比較的貧困層が多い集落などが中心
- 邦人社会にはクラスターは発生していない。実際に確定した感染者もごくわずか。これまでに重症者、死者なし

(理由)

- 流行発生後に一時帰国した人が多かったこと
- 各自の適切な感染予防策。感染機会が少なかった

6. インドネシアの医療状況・感染予防のポイント②

この現状に対応するために必要なこと

- P S B B緩和により生活圏が拡大。感染者との接触機会の増加
→ 感染者増加の可能性
- この病気は無症状の感染者からも感染。これを考慮した対応が必要。具体的には、
 - 感染者が多そうな場所には近づかない。
 - 社会的距離をとる、頻繁に手洗いをする、外出時マスク着用
 - 現地職員や使用人について、健康管理と報告を徹底。体調不良者が報告をためらうような負のインセンティブ（休んだ分は給料差し引き等）を与えない。
 - 自分自身も気づかず（無症候）感染者となっている可能性。常にこれを自覚し、他者に感染させない行動をとる。

6. インドネシアの医療状況・感染予防のポイント③

ジャカルタの医療事情

- ジャカルタの日本語対応可能な日系医療機関は、ほぼ通常営業。コロナ疑いの患者にも対応可
- 日系クリニックは入院設備なし。入院が必要な場合はコロナ対応可能な病院に紹介あるいは転送
 - 現在では多くの私立病院がコロナ患者を受け入れ。ある程度は邦人にも許容できる入院環境で治療可能。施設によってはグループ病院内にコロナに特化した病院を持つところあり。
- 私立病院は設備は整っているが、コロナ以前からのインドネシア医療事情で周辺の東南アジア各国と比較し、重症例へ対応に難あり。人工呼吸器はあるも、ECMOによる治療はまず不可
- 近隣国の入国制限のため、インドネシア国外への緊急移送は非常に困難。これはコロナに限らず、通常の重症疾患でも同様。

6. インドネシアの医療状況・感染予防のポイント④ ジャカルタで安心して過ごすために

- 現在の感染状況と新型コロナウイルスの性質から、通常の状態の方であれば、感染防止対策をしっかりと行って節度のある生活をする限り、新型コロナウイルスに感染するリスクはそれほど高くない
- 仮に感染したとしても、多くは無症状または軽症で済み、重症化することはまれ。感染を過剰に恐れる必要なし
- しかし、高齢者と心血管系の疾患や糖尿病などの持病のある方は重症化リスクが高い。このような方の当地への赴任や一時帰国からの帰任は、慎重な検討が必要。

日本人学校の状況①

ジャカルタ日本人学校

コロナ禍における令和2年度JJSの取組

- 5月18日オンラインによる始業式・入学式実施
- 5月19日オンライン授業開始
 - 発達段階に応じたYou tubeによる自作動画配信等とGoogle Meetによる同時双方向授業
- 7月1日～施設一部開放開始（図書室・小学部グラウンド）
- 7月8日～14日オンライン個別面談の実施
- 7月13日～オンライン授業における双方向学習拡充のため「ロイロノート」導入（小学部6年先行実践）
- コロナ禍における教育体制の課題対応及びGIGAスクール構想を見据えたICT活用の充実を図るため、文部科学省補助事業「コロナ禍におけるICTを活用した教育体制構築に関する実証事業」へ応募中
- 8月4日1学期終業式、8月5日～8月24日夏季休業、8月25日2学期始業式

児童生徒及び教職員の現状

- 小学部児童数606名、中学部生徒数205名、計811名。うち一時帰国中の児童生徒数61名。（7月10日現在）
- 6月19日山口満校長ジャカルタへ赴任。他、令和2年度赴任予定者15名は日本にて待機、オンライン授業へ参加。

日本人学校の状況①

ジャカルタ日本人学校

校内対策

- ・安全対策・感染予防の徹底
(感染状況のモニタリング・登校再開に向けた校内ガイドライン作成・保健室改修による隔離部屋の設置・感染予防のための校内研修・消毒作業等々)
- ・教育課程等の再検討
(1学期履修状況の確認及び文科省の指針を踏まえた2学期以降の指導事項・行事の再検討・2学期以降の学習指導方法の検討・学級編制や時間割の見直し)

渉外対応

- ・学校維持会、大使館等との連携
- ・文部科学省へ国内待機中の令和2年度派遣教員の早期派遣を要請中
- ・バス会社やセキュリティ会社と感染予防対策について確認
- ・南タンゲラン市教育文化省及び保健省のタンゲラン支部、地元警察署等関係省庁へ感染予防対策を説明し、登校再開への許可申請中

保護者への周知

- ・登校開始予定の案内と第1回アンケート調査(6月末実施)

- ・登校開始予定に向けた現状報告(昨日配信)と第2回アンケート調査実施予定

8月25日(二学期初日) 登校再開による
対面式授業開始を目指す

日本人学校の状況②

チカラン日本人学校

4月22日（水）**新年度開始** 始業式は実施せず、入学式も後日の設定

4月23日（木）**オンライン授業と配付プリントによる自宅学習開始**

オンラインは双方向で行い、毎週課題プリントの配付と回収を行う

※この間も地域の感染状況のモニターを継続する

6月25日（木）**登校準備に関する保護者説明会** 保護者の同意を得て**分散登校開始**

7月3日（金）**地域に感染者が出たため、一旦オンライン授業に戻す**

7月10日（金）**1週間のオンライン授業を終え、分散登校の再開**

7月20日（月）**通常登校準備週間（短縮日課）の開始**

7月29日（水）**通常登校の開始** 翌30日（木）には**入学式と終業式**

7月31日（金）**夏季休業の開始** ～ 8月23日（日）まで

8月24日（月）**第2学期 始業式** 以降は**通常登校の予定**

日本人学校の状況② チカラン日本人学校

登校前
(子どもたちが学校に来る前に)



登校時
(子どもたちが登校するとき)



ご家庭にもご協力をいただいています。靴を履き替えたら消毒。下駄箱も間隔をあけて。

学校生活の中で

(教室)



それぞれの教室でも間隔をあけて。

下校後

(子どもたちが帰った後)



子どもたちが下校した後も消毒。